

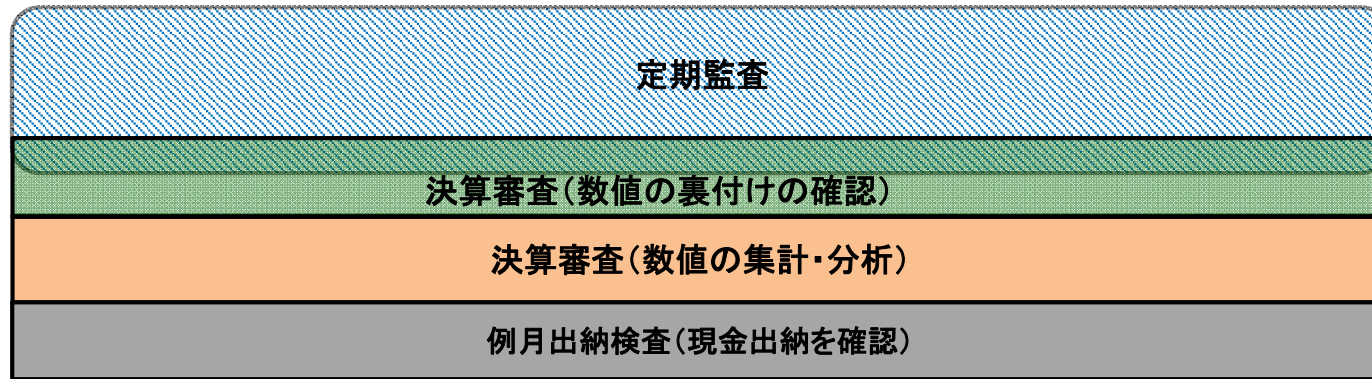
監査等の有機的連携の考え方について

監査等の有機的連携の考え方について

- 定期監査・決算審査・例月出納検査は、法律上は目的に応じて区別されているが、その目的等について関連する部分もあることから、個々にこれらの監査等を実施する必要はなく、また、区別されていることを前提に個々に監査の実施体制を整備する必要はないと考えられるのではないかと。
- 決算審査については、数値の正確性に加え、数値の裏付けとなる資料等（契約関係書類等）を審査する場合、既に定期監査において数値の裏付けとなる資料等を確認している部分については、決算審査において定期監査の結果を活用することで当該審査の効率化が図られ、例えば決算審査において財政分析などに注力することなど、決算審査の充実・強化を図ることが可能となるのではないかと。
- 定期監査については、内部統制体制が整備・運用されていることを前提に、リスクが高いところに注力して監査することが可能となるのではないかと。また、内部統制体制が有効に整備・運用されていることが確認できれば、メリハリをつけて定期監査を実施（例：内部統制体制が有効に機能している部局以外の部局等）することが可能となるのではないかと。
- さらに、人口25万人未満の市町村においては、例月出納検査が監査委員が役場に登庁する貴重な機会となっていることから、毎月の例月出納検査における「現金出納」の帳簿等の確認に併せて、定期監査や決算審査の一部（例：当該出納に係る関係書類（支出伝票等）の確認）を実施することで、その後の定期監査や決算審査を効率的に実施することが可能となるのではないかと。

監査等の有機的連携の考え方について（イメージ）

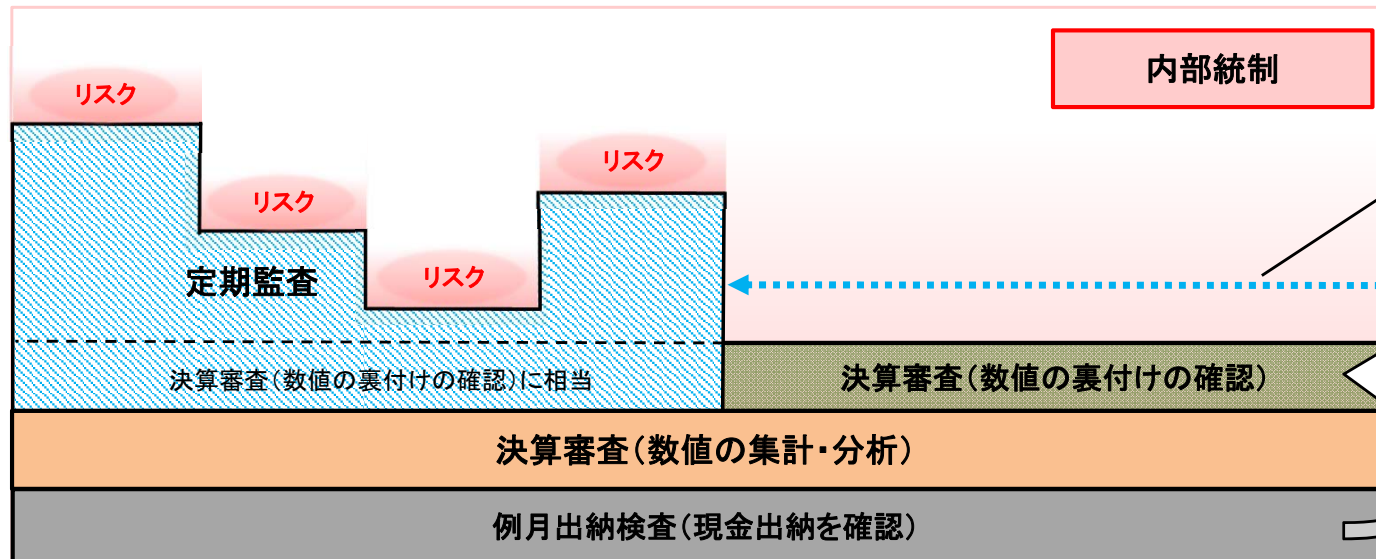
<現状>



※地方自治法上、定期監査は年1回以上実施と規定されているのみ。
そのため、定期監査は全事務を対象に実施することが前提だが、その抽出の度合い等は各団体の判断となっている。

<今後>

抽出の度合いは、内部統制体制の整備・運用状況を踏まえ、**リスクの高さ**等により調整



定期監査を実施しない部分について、決算審査において数値の裏付けを確認（定期監査において数値の裏付けの確認が取れば、決算審査においてあらかじめ同様の行為は不要）

例月出納検査に合わせて、出納関係書類（支出伝票等）を確認することで、定期監査・決算審査を効率的に実施